

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、開発元であるOKOFFICE（代表 岡田太郎）のライセンス製品に関し、お客様とOKOFFICE（以下「当方」といいます）との間で締結される契約です。OKOFFICE製ソフトウェアを使用された時点で、お客さまは本契約のすべての条項に同意したとみなされます。お客様が本契約に同意されない場合は、本製品の使用はできません。但し、本製品に関連するアップグレード版や修正版に対して別途の契約書が添付されている場合には、その別途の契約書が本契約に優先する場合があります。

OKOFFICE製ソフトウェアをご使用になる前に、以下の本契約の内容を必ずお読み下さい。

第1 条（定義）

本契約において、以下の各号の用語の意義は、以下の各号に定めるとおり定義されるものとします。

- (1) 「お客様」とは、本契約において、個人又は法人のいずれかであるかを問わず、本製品を正規に購入した方をいいます。
- (2) 「本製品」とは、「全てのOKOFFICE製ソフトウェア」をいい、関連するあらゆるアップグレード版や修正版等を含みます。
- (3) 本製品の「使用」とは、本製品の全部又は一部がコンピュータ又はデバイスの一時的なメモリに読み込まれていること、又は永続的なメモリにインストールされていることをいいます。

第2 条（使用許諾）

当方は、お客様に対し、本契約の諸条件に従うことを条件として、本製品の使用を許諾します。お客様は、本製品を、当方とお客様との間で合意がなされた台数のコンピュータにのみインストールして使用し、その運用を行う事が出来ます。

第3 条（禁止事項）

本製品の使用にあたり、以下の各号の行為は禁止されています。

- (1) 本製品を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式に変換する手段を用いて解析すること。
- (2) 本製品の改変、改造、解析を行うこと、及びそれを試みること。またはそれらを第三者に依頼すること。
- (3) 本製品の全部又は一部をお客様又は第三者のソフトウェアのコンポーネントとして使用すること。
- (4) 本製品の全部又は一部を複製、譲渡、貸与、頒布、改変、翻案その他の利用をすること。
- (5) 本製品を中古品として第三者に再販売すること。なお、本製品の使用許諾は本製品を購入し

たお客様一個人（または法人）に対して与えられており、お客様は本契約によって得た使用許諾の全部又は一部を第三者に再許諾し、貸与し、若しくは担保に供することはできません。

- (6) 本製品を操作可能な状態で放置すること。
- (7) 本製品に記載されているコピーライト表記を削除及び変更その他不明確にすること。
- (8) 本契約に違反すること

第4 条（本製品の権利及び譲渡禁止）

本製品に係る著作権及び著作隣接権その他の知的財産権は全て当方に帰属し、著作権法その他の知的財産権法によって保護されています。本契約により当方に帰属している権利の全部または一部が、お客様に移転するものではありません。また、本契約による使用許諾は、お客様本人に与えられるものであり、お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づく許諾若しくは義務を第三者に譲渡することはできません。

第5 条（限定保証）

- 1. 当方は、本製品に収録されている当方が提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本製品は、現状有姿のまま提供されるものであり、当方は、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。
- 2. 本製品の使用及び動作に起因する損害の責任は、全てお客様自身が負うものとします。当方は、本製品又はその付属文書の使用によってお客様が被る可能性のある動作や結果について、一切保証いたしません。
- 3. 本条項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程やその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとします。

第6 条（責任の制限）

当方ら（本条では当方らのサプライヤー、ディーラー、販売店、代理店を含みます）及び当方らの従業員は、

- (a) お客様による本製品の使用に起因して生じた如何なるクレーム、訴訟及び損害（通常損害、特別損害、直接的損害、派生的・間接的・付随的・偶発的損害、逸失利益、その他あらゆる種類の損害を含みます。当方らがこのような損害が起こる可能性を知り得たかどうかに関わりません）を賠償する責任
 - (b) 第三者からの権利侵害、損害賠償その他の請求又は申立てに関する責任
- を一切負いません。万一、当方ら及び当方らの従業員がお客様に対して何らかの損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、原因の如何を問わず、本製品の購入代金相当額を上限とします。

第7 条（契約終了）

お客様が本契約の条項に違反した場合は、本契約は自動的に終了し、当方らはお客様に対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることができます。当方らは、いかなる時点でも、お客様への告知により本契約を終了させることができ、またお客様は、いかなる時点でも、お客様が所持する本製品及びその複製物の全てを破棄、抹消及びアンインストールすることにより、本契約を終了させることができます。本契約が終了した場合、お客様は、自己の保有する本製品及びその複製物の全てを破棄しなければなりません。本契約が終了した場合でも、本契約中の第3 条から第9 条の効力は有効に存続するものとします。

第8 条（準拠法）

本契約書は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。本契約書に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第9 条（契約の変更）

当方は、本契約の内容を変更できるものとします。変更後の契約の効力は、当方がお客様に変更の事実と変更箇所を通知し、それに対してお客様が同意又は使用したときから発生するものとします。

以上

